

福井地裁

高浜3、4号再稼働認めず

初の仮処分 新基準を不認定

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働差し止めの本県の住民らが申し立てた仮処分が、福井地裁（樋口英明裁判長）は14日、高浜3、4号機について、原子力規制委員会の新規制基準は「合理性を欠く」として、再稼働を認めない仮処分決定は全国初。決定は即効性があり、行政手続が完了しても再稼働できなくなる。関電は決定を不服として、福井地裁に異議と執行停止を申し立てる方針。

（菅原則）

関電、不服申し立てへ



高浜3、4号機は、規制案が2月、安全対策が新規制基準に適合していると事実上の審査合格を決めていた。樋口裁判長は決定理由で、新規制基準に適合しても安全性は確保されていないと批判。東京電力福島第1原発事故後に施行された基準を根本から否定した。

また樋口裁判長は新規制基準について、万一にも深刻な災害が起きないといえる厳格な基準を求めた上で、今の基準は「緩やかにすぎ、合理性がない」とした。再稼働で2500人の住民らの人格権が侵害される具体的な危険性の存在が認められるとした。

関電は11月の再稼働を想定し、地元同意の手続きに入っている。不服申し立ては仮処分と異なる判断が示される可能性もある。再稼働は主張が認められるまで再稼働はできないが、地元同意の手続きは進められる見通し。

仮処分は、通常の訴訟では日数を要するが、当事者の権利を守るため暫定的に行うことができる。福井地裁が再び、原発運転差し止めの判断を下した。大阪原発3、4号機の運転差し止めを認めた昨年5月の同地裁判決は控訴審が継続中だが、仮処分という即効性のある差し止め決定は全国初。政府や電力会社は、国の根幹を成すエネルギー政策で原発を使い続けること、司法から

司法から露骨な不信感

「厳しい」を突き付けられた。大阪原発訴訟と違い、高浜原発3、4号機は原子力規制委員会が審査に事実上合格させた後の差し止め決定であることも強烈的。決定は新規制基準を「合理性を欠く」とまで言い切った。原発の安全性だけでなく、国の安全保障の根幹について不信感を

決定理由

- 高浜原発3、4号機を運転してはならない
- 想定を超える地震が来ないとの根拠は乏しく、想定に満たない場合でも冷却機能喪失による重大事故が生じうる
- 使用済み核燃料を堅固な施設で閉じ込めなどの対策がとられていない
- 原子力規制委員会の新規制基準は合理性を欠き、適合しても安全性は確保されていない
- 原発運転により、住民の人格権が侵害される具体的な危険がある

菅氏「粛々と」
菅義偉官房長官は14日の記者会見で、福井地裁が高浜原発3、4号機の再稼働を認めず、結果が注目される。高浜原発と分離した大阪原発に関しては5月20日に第3回審尋が予定されている。「決定の全文は福井新聞D刊で公開しています」

4/15 福井

九州電力川内原発1、2号機運転差し止め仮処分の判断は22日に出される。原発訴訟の今後を占うものとして注目される。（菅原則）